

改正

令和 5 年 3 月 31 日 規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例（平成 29 年藤井寺市柏原市学校給食組合  
条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で用いる用語の意義は、それぞれ条例で用いる用語の例による。

(公開請求書の提出)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する公開請求書は、情報公開請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(公開決定等の期間延長の通知)

第 4 条 条例第 10 条第 2 項に規定する通知は、情報公開決定等期間延長通知書（様式第 2 号）により行う  
ものとする。

(公開決定等の通知)

第 5 条 条例第 10 条第 3 項に規定する通知は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書  
により行うものとする。

- (1) 公開請求に係る情報の全部を公開することの決定 公開決定通知書（様式第 3 号）
- (2) 公開請求に係る情報の一部を公開することの決定 部分公開決定通知書（様式第 4 号）
- (3) 公開請求に係る情報を非公開とすることの決定 非公開決定通知書（様式第 5 号）

(電磁的記録の公開の実施方法)

第 6 条 条例第 11 条第 2 項に規定する管理者が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、  
それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器によ  
り行うことができるもの
  - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを再生したものの聴取
  - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ又は光ディスクに複製したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器  
により行うことができるもの
  - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを再生したものの視聴
  - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ又は光ディスクに複製したものの交  
付

(3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する機器及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧及び交付

イ 当該電磁的記録をディスプレイにより出力したものの視聴

ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

2 前項第3号イ又はウに定める方法にあつては、公開請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合又は非公開部分を容易に区分して除くことができる場合に限る。

（公開決定等期限の特例の通知）

第7条 条例第12条に規定する通知は、情報公開決定等期限特例通知書（様式第6号）により行うものとする。

（第三者に対する通知等）

第8条 条例第13条第1項及び第2項に規定する第三者への通知は、情報公開意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

2 前項の通知を受けた者が意見書を実施機関に提出するときは、情報公開意見書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第13条第3項に規定する第三者への通知は、第三者情報公開決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（費用負担の額）

第9条 条例第14条の規定による写し等の作成及び送付に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 乾式複写機により複写できるもの（日本工業規格のA列3番及び4番並びにB列4番及び5番に限る。）

1枚当たり10円

(2) 外部の業者に発注しなければ複写できないもの 当該複写に要した費用

(3) 録音テープその他媒体の複製によるもの 当該複製に要した費用

(4) 送付に要する費用 当該送付に要する費用

（運用状況の公表）

第10条 条例第19条に規定する運用状況の公表は、次の事項について、藤井寺市柏原市学校給食組合公告式条例（昭和46年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第1号）に定める方法又は藤井寺市及び柏原市の広報誌に掲載することにより行うものとする。

(1) 公開請求の件数及び公開決定等の件数

(2) 審査請求の内容及び件数

(3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

（その他の事項）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

情報公開請求書

実施機関名 様

請求者 住所

法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地

氏名

法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名

電話

藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

請求する情報の 件名又は内容	
情報公開の実施 方法の区分	1 閲覧      2 写しの交付      3 写しの送付
請求の目的	

- 備考 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。  
2 請求する情報の件名又は内容は、できるだけ具体的に記入してください。

担 当 課	
-------	--

第 号  
年 月 日

情報公開決定等期間延長通知書

様

実施機関名

年 月 日付で請求のありました情報の公開については、藤井寺市柏原市  
学校給食組合情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり請求に対する公開  
決定等をする期間を延長しましたので通知します。

請求書受理年月日	
情報の件名	
決定期間満了日	
延長する期間	
延長後の決定期間満了日	
延長の理由	
備考	

備考 この通知書に対する質問については、（電話 ）

までお問い合わせください。

公 開 決 定 通 知 書

様

実施機関名

年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、次のとおり公開することに決定したので、藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例第10条第3項の規定により通知します。

請求書受理年月日	
公開の方法	1 閲覧      2 写しの交付      3 写しの送付
情報の件名	
情報の公開 の実施	日時 年 月 日 ( ) 午 前 時 分 後
	場所

備考 1 公開の実施に指定された日時に閲覧できないときは、あらかじめ連絡してください。

2 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 写しの交付を希望される場合は、写しの作成費用が請求者の負担となります。  
また、写しの郵送を希望される場合は、郵送料も必要になります。

4 この通知書に対する質問については、(電話 )  
までお問い合わせください。

部 分 公 開 決 定 通 知 書

様

実施機関名

年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、次のとおり一部を公開することに決定したので、藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例第10条第3項の規定により通知します。

請求書受理年月日			
公開の方法	1 閲覧	2 写しの交付	3 写しの送付
情報の件名			
情報の公開の実施	日時	年 月 日 ( )	時 分
	場所		
公開しない理由			

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、  
に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消しの訴え

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤井寺市柏原市学校給食組合を被告として（  
が代表者となります。）、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 備考
- 1 公開の実施に指定された日時に関覧できないときは、あらかじめ連絡してください。
  - 2 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
  - 3 写しの交付を希望される場合は、写しの作成費用が請求者の負担となります。  
また、写しの郵送を希望される場合は、郵送料も必要になります。
  - 4 この通知書に対する質問については、  
(電話 )  
までお問い合わせください。

非 公 開 決 定 通 知 書

様

実施機関名

年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、次のとおり非公開とすることに決定したので、藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例第10条第3項の規定により通知します。

請求書受理年月日	
情報の件名	
公開しない理由	
備考	

（教示）

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消しの訴え

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤井寺市柏原市学校給食組合を被告として（ ）が代表者となります。）、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書に対する質問については、 （電話 ）  
までお問い合わせください。

情報公開決定等期限特例通知書  
様

実施機関名

年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例第12条の規定により次のとおり請求に対する公開決定等をする期間を延長しましたので通知します。

請求書受理年月日	
情報の件名	
相当部分につき公開決定等をする期限	年 月 日
残りの部分につき公開決定等をする期限	年 月 日
延長の理由	
備考	

備考 この通知書に対する質問については、（電話 ）  
までお問い合わせください。

情報公開意見照会書

様

実施機関名

藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例に基づき公開請求のありました情報にあなたに関する情報が記録されていますので、その情報を公開するかどうかの決定の参考にするため、あなたの御意見を別紙情報公開意見書により回答いただきますよう依頼します。

情報の件名	
あなたに関する情報の内容	
回答期限	年 月 日
連絡先	
備考	

年 月 日

情報公開意見書

住所

氏名

法人その他の団体にあつては、  
名称、事務所等の所在地及び代  
表者の氏名

電話番号

年 月 日付け第 号にて照会のあったことについて、次のとおり意見を述べ  
ます。

情報の件名		
意見	公開の可否	1 公開してもよい。 2 公開しないでほしい。 3 どちらでもよい。
	(理由)	

第 三 者 情 報 公 開 決 定 通 知 書

様

実施機関名

藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例に基づき公開請求のあった情報に含まれるあなたに関する情報について、公開することに決定しましたので通知します。

情 報 の 件 名			
公 開 情 報 中 の あ な た の 情 報			
公開決定をした理由			
公 開 の 方 法	1 閲覧	2 写しの交付	3 写しの送付
情 報 の 公 開 の 日 時 及 び 場 所	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで の間に _____ で公開します。		
備 考			

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 \_\_\_\_\_ に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消しの訴え

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤井寺市柏原市学校給食組合を被告として（ \_\_\_\_\_ が代表者となります。）、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書に対する質問については、 \_\_\_\_\_ (電話 \_\_\_\_\_ )  
までお問い合わせください。